（別添様式）

旅館業からの暴力団排除の推進に係る承諾書

船橋市保健所長　あて

申請者　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　法人にあっては、その名称、主たる

事務所の所在地及び代表者の氏名

　　　年　　　月　　　日現在

旅館業の許可等の申請又は申請事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合、その他必要がある場合において、暴力団排除条項該当性の有無を確認するため、本様式に記載された情報を千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 氏名のカナ | 生年月日  （和暦） | 性別 | 住　所 | 役職名 （法人のみ） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　法人にあっては、その業務を行う役員

※　不足する場合は、コピーして記載願います。

※　任意の様式も可とします。

（参考）

〇　旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

　　第三条　旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四　第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

　　　八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

〇　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）（抄）

　　第一条の二　法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。